

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第2号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前																
<p>(給与からの控除)</p> <p><u>第7条 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号に掲げるものの額を控除することができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p>級別職務分類表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 級</td><td>自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務</td></tr><tr><td>2 級</td><td>困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職務の級	職務	1 級	自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務	2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務	略		<p>(雑則)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p>級別職務分類表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の級</th><th>職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 級</td><td>自動車整備士、運転士、<u>ボイラ技士</u>、現業主事又は学校技能主事の職務</td></tr><tr><td>2 級</td><td>困難な業務を行う自動車整備士、運転士、<u>ボイラ技士</u>、現業主事又は学校技能主事の職務</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	職務の級	職務	1 級	自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務	2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務	略	
職務の級	職務																
1 級	自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務																
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務																
略																	
職務の級	職務																
1 級	自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務																
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務																
略																	

(現業職員就業規則の一部改正)

第2条 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(旅費)</p> <p>第5条 職員に対し支給する旅費については、<u>職員の旅費等に関する条例</u>（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 職員に対し支給する旅費については、<u>職員の旅費に関する条例</u>（昭和45年7月鳥取県条例第48号。以下「<u>条例</u>」という。）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>
--	---

(現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与の特例に関する規則（平成17年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第15号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に<u>100分の3</u>（その職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の2</u>）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現業給与規則<u>第8条</u>の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額</p>	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第15号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に<u>100分の4</u>（その職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の3</u>）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現業給与規則<u>第7条</u>の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。